

【施行 平成30年10月1日】

## 第6章 故障、事故、盗難時の措置

第26条（盗難発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。

- 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- 直ちに被害状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- 盗難、その他の被害に関する当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を速滞なく提出すること。

第27条（使用不能による貸渡契約の終了）

- 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとする。
- 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとする。
- 故障等が貸渡し前に存在した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結しないものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとする。なお、代替レンタカーの提供条件については、第8条第2項を準用するものとする。
- 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとする。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべき事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。
- 借受人及び運転者は、本案に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本案に定める以外のいかなる請求もできないものとする。

### 第7章 賠償及び補償

第28条（賠償及び営業補償）

借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けけたレンタカーの使用に第三者又は当社に損害を与えたときは、第34条第1項の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含めその損害を賠償するものとする。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
2 前項の当社の損害のうち、事故（フロントガラスの破損、リヤパが可能な破損含む）、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとする。なお、事故によるレッカー搬送費用（15万円以上の場合）については、借受人又は運転者の負担とする。

第29条（保険及び補償）

借受人又は運転者が前条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

- |                                   |                               |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| （1）対人補償                           |                               |
| 1名につき                             | 無制限（自動車損害賠償責任保険に定める金額を含みません。） |
| （2）対物補償                           |                               |
| 1事故につき                            | 無制限（免責金額 5万円）                 |
| （3）車両補償                           |                               |
| 1事故につき                            | 時価額（免責金額 5万円、ただしマイクロスズは 10万円） |
| 免許取得後6か月～1年未満のA 修理代費用（限額満額 10万まで） |                               |
| （4）搭乗者補償                          |                               |
| 1名につき                             | 3,000万円                       |

借受人若しくは運転者については、実質的にこれを上回る補償が行なわれる人身傷害補償保険が適用される場合には、当該人身傷害補償によることがあります。

- 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。なお、貸渡約款に違反した場合には第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 保険金又は補償金が支払われない損害賠償等については、借受人又は運転者の負担となります。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」といいます。 )による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その災害の発生に ついて借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとする。
- 借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとする。
- 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額又は損害賠償責任共済の共済掛金相当額は、貸渡料金に含みます。

### 第8章 貸渡契約の解除

第30条（貸渡契約の解除）
当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとする。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとする。

第31条（同意解除）

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとする。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。

2 借受人は、前項の解約をするときは、別に定める解約手数料を当社に支払うものとする。

### 第9章 個人情報

第32条（個人情報の利用目的）

当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。
- 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介若びこれに関するサービスの提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
- 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。
- 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上等の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
- 個人情報等を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

- 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第33条（個人情報の登録及び利用の同意）

借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号を含む個人情報、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加勢する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとする。

- 当社が道路運送法第51条の4第1項に基づいて放還違反金の納付を命ぜられた場合
- 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額を支払っていない場合
- 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

### 第10章 雑 則

第34条（代理貸渡し）

当社は、申込者の希望どりの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸し渡すことができない場合（申込みを受けた営業所にレンタカーが配置されていない場合を含む。）においては、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合に限る、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸し渡すことができるものとする。（これを「代理貸渡し」といいます。）
（1）事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社の約款による方が代理貸渡しを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも利用者にとって有利であるときは自社の約款を適用するものであること。
（2）貸渡証は第3項に定めるところによる特別な様式のものであること。
（3）提供をしたレンタカー事業者の貸渡約款が添付されているものであること。
2 代理貸渡しをする場合には、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡約款を適用するものとする。
3 代理貸渡しを行う場合の基本通達に定める「貸渡証」は、当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款の全額を支払ったものによるか、又は当社が別に定める代理貸渡し専用の様式の貸渡証によるものとする。
4 代理貸渡しをした場合において、当該貸渡をした車両について、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に、車両提供者の行う修理等の手続に協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとする。

第35条（相 當）

当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつても相殺することができるものとする。

#### 第36条（消費税）

借受人又は運転者は、この約款に基づき取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとする。

第37条（差延損害金）

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基き取引に課される金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6％の割合による差延損害金を支払うものとする。

第38条（細 則）

- 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとする。
- 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲載するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとする。これを変更した場合も同様とする。

第39条（合意管裁判所）

この約款による契約、貸渡し及び貸渡しに付随するすべての行為は、日本法に準拠し、司法法によって解釈されるものとする。なお、この約款に基づき権利及び義務について紛争が生じたときは、新暦のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

附則 本約款は、平成30年10月1日から施行します。

# レンタカー貸渡約款

第14条（貸渡証の交付、携帯等）

- 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとする。
- 借受人又は運転者は、レンタカーの使用巾、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとする。
- 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとする。
- 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとする。

### 第4章 使用

第15条（管理責任）

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとする。

第16条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法47条の2〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとする。

第17条（禁止行為）

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。

- 当該の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けことなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改造等その原状を変更すること。
- 当社の承諾を受けなくとも、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- 法令又は公序良俗に違反しレンタカーを使用すること。
- 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- 電気自動車又は充電器の不適切な取扱により、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
- その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第18条（違法駐車の場合の措置等）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出現して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとする。

2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱警察署に出現して違反を処理するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとする。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、放還済の予約申請書を当社に提出し、別に定めるところにより、放還済の指示を行うものとする。また、当社が借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出現し、違反等として法律上の措置に従うことに関する旨の当所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとする。

4 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報や資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める申明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとする。

5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金を納付した場合は又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとしす。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日まで駐車違反関係費用を支払うものとする。

- 放置違反金相当額
- 当社が別に定める駐車違反違約金
- 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6 当社が前項の放還違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとする。

- 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金をを納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し立てることができるものとする。
- 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとする。
- 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公安を提起されたこと等により、放還違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の遺付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとする。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し立てた場合においても、同様とします。
- 第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとする。

### 第5章 返 還

第19条（返還責任）

借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとする。

借受人又は運転者は前項の規定に違反したときは、当に与えたい一切の損害を賠償するものとする。
2 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとする。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

第20条（返還時の確認等）

借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとする。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること、電気自動車の電池の消耗があるときを除き、引渡し時の状態で返還するものとする。

2 借受人は、レンタカーの返還にあたって、レンタカーの中に残置物のないことを自らの責任において確認するものとする。

3 当社は、残置物を遺留したことによって借受人又は同業者その他の第三者に生じた損害について、何らの賠償責任も負わないものとする。

4 当社は、レンタカーから残置物を回収したときは、次の各号に従って取り扱います。但し、財産的価値がなく、かつ継続的に保管することが困難な残置物については、以下の各号にまず直ちに取扱いを要することができるものとします。
（1）解法的価値のない残置物又は回収がおそれられる物品、危険物、その他の継続的に保管することが、困難な残置物については、回収した日を含めて3日間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。

（2）運転免許証、パスポート、クレジットカード（ETCカードを含み、以下同様とします）、貨幣、紙幣、印紙、郵便使用巾、有価証券、金券、貴金属、携帯電話及び、宝石については、所轄の警察署に遺失物として届け出すとともに、回収した日から3か月間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ破棄します。
（3）法律によって所持が禁じられている銃砲、刀剣類、薬物その他の者については、直ちに所轄の警察署に届け出す引渡します。

- 上記(1)から(3)までいずれにも該当しない残置物については、回収した日から3か月間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ破棄します。
- 当車は、本項の規定に従って残置物を破棄したことによって借受人又は同業者その他の第三者に生じた損害について、何らの賠償も負わないものとする。
- 当社は、借受人に残置物を返還する場合、当社が指定する場所における交付又は代金着払いによる郵便によって借受人に対して残置物を引き渡します。

第21条（借受期間変更時の貸渡料金）

借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとする。

第22条（返還場所等）

借受人又は運転者は、第12条第1項より所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとする。

2 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けなくとも所定の返還場所以外のレンタカーを返したときは、別に定める返還場所変更違約料を支払うものとする。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送の為の費用×200％

第23条（不返還となった場合の措置）

当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告発を行う等の法的措置をとるか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をするとともに、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとする。

- 事故に際し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- 借受人又は運転者は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への開取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとする。
- 第1項に該当するようになった場合、借受人又は運転者は、第28条の規定により当社に与えたい損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとする。

### 第6章 故障、事故、盗難時の措置

第24条（故障発見時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を停止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。

第25条（事故発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。

- 直ちに事故の状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- 事故に際し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
- 借受人又は運転者は、前項の措置をとるか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとする。
- 当社は、借受人又は運転者のたふ事故の処理についての助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。
- 当社は、事故等発生時の状況を確認することを目的とし、車載型事故記録装置が装着されている車両について、衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとする。
- 当社は、必要があると認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとする。

### 第1章 総 則

第1条（約款の適用）

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとする。

なほ、この約款に定めのない事項については、第38条の細則、法令又は一般の慣習によるものとする。
2 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に定めることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとする。

### 第2章 予 約

第2条（予約の申込み）

借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。

2 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、第34条第1項の規定に基づき代理貸渡しを行う場合(同項の規定による代理貸渡を受けた車両を代車として貸し渡す場合を含みます。)を除き、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとする。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとする。

第3条（予約の変更）

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。

第4条（予約の取消し等）

借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。
2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかつたときは、予約が取り消されたものとす。

3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

4 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかつたときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとする。

5 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかつたときは、予約は取り消されたものとする。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。

第5条（代替レンタカー）

当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとする。

2 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとす。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金をもとのとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金をもとのとする。

3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しによる申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとする。

4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときは第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。別に定めるところにより違約金を支払うものとする。

5 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときは第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。

第6条（免 責）

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかつたことについては、第4条及び第5条に定める措置を除き、相互に何らの請求をしないものとする。

第7条（予約業務の代行）

- 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができます。
- 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができますものとする。

### 第3章 貸渡し

第8条（貸渡契約の締結）

借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとする。ただし、貸し渡すことのできるレンタカーがない場合は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとする。

3 当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡費（貸渡原価）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己の運転資格であることを自らの運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人は運転者以外の者による運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、

（注1） 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自第第138号 平成7年6月13日）の2.（10）及び（11）のことをいいます。

（注2） 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条附記様式第14の4書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほか本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをすることがあります。

5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者に借用者のための携帯電話番号等の告知を求めます。

6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結できないものとする。

- 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
- 酒気を含んでいると認められたとき。
- 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められたとき。
- チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させたとき。
- 暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められたとき。
- 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとする。
（1）平均に照して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なること。
- 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金を支払っていない場合が事実があるとき。
- 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。